

令和7年11月17日

南相馬市農業委員会
11月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和7年11月17日(月) 午後1時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	早瀬川 秀一	出	11	井上 純子	出
2	西山 健司	欠	12	杉本 正宏	出
3	横山 仁	出	13	濱田 賢次	出
4	根本 剛実	出	14	清信 真一	出
5	桑折 一洋	出	15	今野 秀幸	出
6	水谷 隆	出	16	濱名 弘幸	出
7	遠藤 一郎	出	17	半谷 真知子	出
8	前田 一郎	出	18	塙野 邦好	出
9	荒利 敬	出	19	今野 由喜	出
10	鎌田 宣義	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

原町区 牛来 芳康

鹿島区 北山 一郎

小高区 時田 幸衣

3. 出席職員

事務局

局長 増山 善樹

次長 大坪 勇彦

主査 宮本 達男

副主査 米本 一樹

農地集積課

係長 但野 典康

主査 遠藤 昌治

4. 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 45 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 46 号 農業経営基盤強化促進事業による買入協議の開催報告について
- 日程第 5 報告第 47 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 6 報告第 48 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 7 報告第 49 号 総務企画専門委員会の開催報告について
- 日程第 8 議案第 50 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
- 日程第 9 議案第 51 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 10 議案第 121 号 農用地利用集積等促進計画の決定について
- 日程第 11 議案第 122 号 農用地利用規程の認定に係る意見について
- 日程第 12 議案第 123 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 13 議案第 124 号 農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
- 日程第 14 議案第 125 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
- 日程第 15 議案第 126 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
- 日程第 16 議案第 127 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
- 日程第 17 議案第 128 号 農地法第 4 条の規定によるの許可申請について（市許可分）

5 . 会議の概要

(開会 午後1時40分)

議長 只今より、令和7年11月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、2番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により、定足数に達しております。

議長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号7番委員、8番委員、9番委員を指名いたします。

議長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。先ず、10月23日、南相馬市農業者年金協議会主催の第19回パークゴルフ大会が東武パークゴルフ場で行われ、来賓の市長、農業委員会を代表いたしまして私が祝辞を述べさせていただきました。秋空のもと、21人の参加者が、心地よい汗を流しながらプレーを行い、交流と親睦を深めました。

次に、11月3日、市表彰式がラフィーヌで行われ、出席をいたしました。農業委員または推進委員を本年3月31日に退任された方のうち、2期6年以上在職した13名が、多年にわたり、地域農業の振興や農地の有効利用に尽力し、市政の向上発展に寄与したとして、自治功労の部で表彰されました。

次に、11月10日、福島県下農業委員会大会が福島市で開催され、農業委員4名、推進委員1名、事務局1名の合わせて6名が参加をいたしました。大会では、4期12年以上の永年勤続表彰式が行われ、長年にわたり、農業の発展と地域の振興に寄与したとして、17番委員が表彰されました。また、記念講演や農業委員会活動強化に関する申し合わせ決議を全会一致で決定をいたしました。以上をもって諸般の報告といたします。

議長 次に、日程第3、報告第45号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第22号から第24号までの3件ですが、二つの地区に関するものですので、2回にまとめた報告と審議をお願いいたします。先ず、専決第22号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第45号専決第22号についてご説明いたします。議案書の2ページから3ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出が農地の受け手からありましたので、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、調整委員2名の指名を専決い

たしました。なお、本件に関わる結果については、報告第47号にて報告いたします。また、報告第46号も関連案件でございますので、併せて報告いたします。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 ないようありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、専決第23号及び専決第24号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第45号専決第23号及び専決第24号についてご説明いたします。議案書の4ページから5ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出が農地の出し手及び受け手の双方からありましたので、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、農地の出し手及び受け手それぞれに対して、調整委員2名の指名を専決いたしました。なお、本件に関わる結果については、報告第48号にて報告いたします。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 ないようありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第4、報告第46号「農業経営基盤強化促進事業による買入協議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の16番委員からの報告を求めます。

16番委員 報告第46号についてご説明いたします。議案書の6ページとなります。この案件は、去る10月7日に開催され、不調に終わった所有権移転調整会議を受けて、市に対し買入協議の要請を行い、開催されたものです。内容としては、去る10月31日午前10時より、南相馬市役所北庁舎2階打ち合わせスペース東側において、出し手1名、福島県農業振興公社より担当者3名、調査委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議の内容についてですが、出し手側から前回の会議結果を受けて考えた結果、10アール当たり田35万円、畑24万円が

希望価格として提示されました。調査委員からは妥当との意見があり、申し出のあった農地について、10アール当たり田35万円、畑24万円で公社が買入することとなりました。売買代金は1,173万6,270円となり、公社手数料として11万7,700円を差し引き、支払い額は1,165万8,570円となります。この案件は、議案第121号の農用地利用集積等促進計画に記載されてありますので、後ほど審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

議長　　只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長　　ないようありますので、報告のとおり承認することとします。

議長　　次に、日程第5、報告第47号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の16番委員からの報告を求めます。

16番委員　報告第47号について説明いたします。議案書の7ページになります。この案件は公社から受け手への売買になります。去る10月31日午前10時30分より、南相馬市役所北庁舎2階打ち合わせスペース東側において、受け手1名、福島県農業振興公社から担当者3名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議内容についてですが、公社から田について10アール当たり35万5,132円、畑について10アール当たり24万3,419円の価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費等を含め、1,194万8,936円となりました。この案件は、議案第121号の農用地利用集積等促進計画に記載されてありますので、後ほど審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

議長　　只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長　　ないようありますので、報告のとおり承認することとします。

議長　　次に、日程第6、報告第48号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の13番委員からの報告を求めます。

13番委員 報告第48号についてご説明をいたします。議案書の8ページになります。この案件は出し手から公社への売買と、公社から受け手への売買を同時に行うものです。去る11月5日午前10時より、南相馬市役所北庁舎2階打ち合わせスペース東側において、出し手1名、受け手1名、福島県農業振興公社から担当者2名、調整委員2名、事務局2名により開催いたしました。協議内容についてご説明をいたします。先ず、出し手から公社への売買について申し上げます。出し手側から田10アール当たり40万円、畑10アール当たり50万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については、田10アール当たり40万円、畑10アール当たり50万円で公社が購入することとなりました。売買代金は498万8,400円となり、公社手数料として4万9,800円を差し引き、支払い額は493万8,600円となります。

次に、公社から受け手への売買について申し上げます。公社側から田10アール当たり40万7,601円、畑10アール当たり50万9,501円の価格が提示され、受け手側もこの金額で合意いたしました。売買代金は諸経費等を含め、508万3,187円となりました。なお、この件は、議案第121号の農用地利用集積等促進計画に載せてありますので、後ほど審議方よろしくお願ひ申し上げます。私からの説明は以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第7、報告第49号「総務企画専門委員会の開催報告について」を議題といたします。総務企画専門委員長からの報告を求めます。

委員長 報告第49号についてご説明いたします。当日配付議案書の1ページから15ページになります。去る11月10日午前10時から11時まで、協議事項である(1)から(5)について、総務企画専門委員9名と事務局2名により協議を行いましたので報告いたします。協議内容について、(1)農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、全国農業会議所発出の令和7年8月26日の事務連絡通知を踏まえて、南相馬市においても、綱紀粛正の徹底を図るため、農業委員会の法令遵守の申し合わせを決議することといたしました。議案として、12月定例総会で提案する予定になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、(2)小高区東部地区の農地利用最適化推進委員募集については、小高区東部地区において、農地利用最適化推進委員が1名減となっていることから、追加募集することになりました。追加募集の方法としては、事務局で適任者に個別で対応し、12月末までに内諾を得て、今年度の利用意向調査に参加できるよう、対応することといたしました。

次に、(3)農地利用状況調査に関する意見への回答については、回答内容について協議を行い、了とすることとなりましたが、農地利用意向調査の返信率を上げる方法や、農地利用状況調査の調査方法等について意見がありましたので、今後の課題として、検討していくことといたしました。

次に、(4)農地等の利用の最適化の推進に関する指針見直しについては、今年度が見直しの時期となるため、年度末までに見直しを行い、改めて協議することといたしました。

最後に、(5)その他については、忘年会または新年会について、協議を行いましたが、インフルエンザ等も蔓延していることから、年明け2月中旬くらいに懇親会として開催を検討することといたしました。以上、総務企画専門委員会の報告とさせていただきます。

議長　　只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長　　ないようありますので、報告のとおり承認することとします。

議長　　次に、日程第8、報告第50号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局　　報告第50号についてご説明いたします。議案書の10ページになります。今回1件の案件がございますが、合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことを報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議長　　只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長　　ないようありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第9、議案第51号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第51号についてご説明をいたします。議案書の11ページから12ページ、整理番号1番から3番につきまして、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等は記載のとおりでございます。先ず、整理番号1番ですが、住宅を建築するために先行して土地の造成を行ったものでございます。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものとなっております。

続きまして、整理番号2番ですが、昭和43年頃に父親が住宅を建築し、現在まで使用しているものでございます。土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地法第4条による転用許可を受け、違反転用状態を是正するものとなっております。

続きまして、整理番号3番ですが、住宅を建築するために先行して敷砂利を行ったものでございます。土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものとなります。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 ないようありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第10、議案第121号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、4. 利用権設定関係にあります68ページの整理番号214番及び78ページの302番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第31条の規定により、12番委員にはこの間退席をお願いいたします。暫時休議します。

(休議)

議長 再開します。提案者、農地集積課担当職員から整理番号214番及び302番の説明を求めます。

農地集積課 議案第121号につきまして、別添として正誤表がございますので、適宜お読み取りいただきたいと思います。市が農用地利用集積等促進計画を定めるに当た

り、福島復興再生特別措置法第17条の28第3項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求めるものでございます。議案書68ページ整理番号214番及び議案書78ページ整理番号302番についてご説明申し上げます。それぞれ小高区村上福岡地区、小高区岡田地区における担い手への集積による新規契約となります。受け手につきましては、議案書77ページ整理番号297番及び議案書83ページ整理番号351番の担い手となります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長　　只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長　　ないようありますので、原案のとおり決することとします。12番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議長　　再開します。それでは残り全部について審議をいたします。農地集積課からの説明を求めます。

農地集積課　　それでは、ご説明申し上げます。議案書14ページからになります。14ページの整理番号1番と2番につきましては、先ほどの報告第46号から第48号に係る案件となってございます。

続きまして、15ページから83ページにつきましては、対象地区が9地区となってございます。議案書の15ページから24ページ、整理番号1番から94番につきましては、鹿島区上栃窪地区における担い手への集積による新規契約となります。整理番号68番につきましては、取り下げとなります。

続きまして、議案書24ページ整理番号95番から97番につきましては、鹿島区栃窪地区における担い手への集積による新規契約となります。

続きまして、議案書24ページから41ページ、整理番号98番から253番につきましては、鹿島区浮田地区における担い手への集積による新規契約となります。

続きまして、議案書41ページから46ページ、整理番号254番から303番につきましては、鹿島区小山田地区における担い手への集積による新規契約となります。整理番号255番につきましては、取り下げとなります。

続きまして、議案書47ページから59ページ、整理番号1番から125番につきましては、小高北部地区における担い手への集積による新規契約となります。

整理番号31番及び34番については、取り下げとなります。

続きまして、議案書59ページから61ページ、整理番号126番から144番については、小高区大富地区における担い手への集積による新規契約となります。

続きまして、議案書61ページから77ページ、整理番号145番から297番につきましては、小高区村上福岡地区における担い手への集積による新規契約となります。整理番号153番、166番、182番、222番、241番、251番、264番、287番、288番、294番については、取り下げとなります。

続きまして、議案書の78ページ、整理番号298番及び299番につきましては、原町区の一般地区における担い手への集積による新規契約となります。

続きまして、議案書78ページから83ページ、整理番号300番から351番につきましては、小高区岡田地区における担い手への集積による新規契約となります。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長　　只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

16番委員　契約の開始期間について、10年のものと20年がありますが、メリット等あるのか教えていただきたい。

農地集積課　鹿島区浮田地区につきましては、他の地区の促進計画補助金と異なる補助金を使っております。基盤整備の工事が終わった時点で、15年以上の契約期間が残ってなければいけないという補助金の規則になっておりまして、そのために契約期間を20年に設定させていただいております。

16番委員　分かりました。

議長　　そのほか、ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長　　ないようありますので、原案のとおり決することとします。

議長　　次に、日程第11、議案第122号「農用地利用規程の認定に係る意見について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により、12番委員にはこの間退席をお願いいたします。暫時休議します。

(休議)

議長 再開します。提案者、農地集積課担当職員からの説明を求めます。

農地集積課 議案第122号についてご説明申し上げます。議案書の84ページから97ページです。農用地利用規程の内容につきましては、87ページからとなります。当該規程は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置を講じることにより、村上福岡地区の農業振興と農業経営の改善を目的としております。第2条に、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的事項について、具体的に三つの取り組みを示しております。第3条の実施区域につきましては、91ページの区域図のとおりでございます。第4条から第13条では、第2条で示した取り組みの内容及び具体的な実行方策について記載をしております。当地区の担い手は1法人を予定しております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようありますので、原案のとおり決することとします。12番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議長 再開します。

議長 次に、日程第12、議案第123号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第123号についてご説明いたします。議案書の98ページから102ページになります。申請番号1番から10番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上であります。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 ないようありますので、原案のとおり決することいたします。

議長 次に、日程第13、議案第124号「農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に申請番号2番を審議いたします。それでは、農業委員会法第31条の規定により、18番委員にはこの間退席をお願いいたします。暫時休議します。

(休議)

議長 再開します。事務局から申請番号2番の説明を求めます。

事務局 議案第124号申請番号2番についてご説明いたします。議案書の103ページになります。申請番号2番について、詳細は記載のとおりであります。調査担当委員からは、この案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 ないようありますので、原案のとおり決することいたします。18番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議長 再開します。それでは、残り1件を審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第124号の残りの案件についてご説明いたします。議案書の103ページになります。申請番号1番について、詳細は記載のとおりであります。調査担当委員からは、この案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することいたします。

議長 次に、日程第14、議案第125号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第125号についてご説明をいたします。議案書の104ページから105ページ、申請番号1番から6番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。申請番号1番につきましては、議案第127号申請番号4番の関連となっております。

次に、申請番号3番につきましては、報告第51号整理番号3番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、10番委員。

10番委員 議案第125号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。去る11月11日午後2時頃より、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。場所は、現地案内図の1ページです。住宅建築予定地の一部が農地にかかるための転用申請となります。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、

一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をお願いします。
以上です。

議 長 続きまして、申請番号2番について、17番委員。

17番委員 議案第125号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は2ページです。去る11月9日午前8時30分より、渡人立ち会いのもと、調査書の調査項目に従い、聞き取り及び現地の調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、申請番号3番について、13番委員。

13番委員 議案第125号申請番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は3ページです。去る11月13日に、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。法令等遵守しており、許可相当であると判断してまいりました。以上です。

議 長 続きまして、申請番号4番について、7番委員。

7番委員 議案第125号申請番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図4ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る11月7日午前11時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号5番について、12番委員。

12番委員 議案第125号申請番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。申請内容については記載のとおりです。現地案内図は5ページになります。去る11月11日午前11時頃より、代理人行政書士の立ち合いのもと、調査を実施いたしました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を確認しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、申請番号6番について、18番委員。

18番委員 議案第125号申請番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は6ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る11月11日午前9時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 ないようありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第15、議案第126号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第126号についてご説明をいたします。議案書の106ページ、申請番号1番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。第3種農地に建売住宅を5区画建築するものとなっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、3番委員。

3番委員 議案第126号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は7ページです。申請内容は記載のとおりです。去る11月8日午前10時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 ないようありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することいたします。

議長 次に、日程第16、議案第127号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第127号についてご説明をいたします。議案書の107ページから108ページ、申請番号1番から4番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。申請番号1番につきましては、報告第51号整理番号1番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

次に、申請番号4番につきましては、議案第125号申請番号1番の関連となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、1番委員。

1番委員 議案第127号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は8ページとなります。去る11月12日午後2時30分より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行ってまいりました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様方のご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議長 続きまして、申請番号2番について、18番委員。

18番委員 議案第127号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は9ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る11月9日午後1時30分より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 続きまして、申請番号3番について、6番委員。

6番委員 議案第127号申請番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。現

地案内図は10ページになります。この案件は、携帯電話基地局建設の工事に伴い、工事用地として一時的に利用するものです。去る11月10日午後1時30分頃より、被設定人立ち会いのもと、調査書の調査項目に基づき、聞き取り及び現地の状況を調査しました。立地基準につきましては、当該農地は農用地区域内ですが、一時的な転用であることから、基準を満たしているものと判断しました。また、一般基準においては、周囲の営農状況や事業の確実性から鑑みて、妥当と判断しました。なお、事業終了後は速やかに原状回復をするよう、被設定人に申し添えてあります。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、申請番号4番について、10番委員。

10番委員 議案第127号申請番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は1ページになります。去る11月11日午後2時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。住宅への進入路を確保するための転用申請です。調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようありますので、原案のとおり決することいたします。

議長 次に、日程第17、議案第128号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第128号についてご説明いたします。議案書の109ページ、申請番号1番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。報告第51号整理番号2番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、3番委員。

3番委員 議案第128号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は11ページです。申請内容は記載のとおりです。去る11月10日午

前11時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 ないようありますので、原案のとおり決することいたします。

議長 以上で、本日予定いたしました報告7件及び議案8件、合わせて15件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の11月定例総会を閉会いたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でございました。

(閉会 午後2時35分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和7年12月15日

議事録署名人(7番・エンドウ イチロウ)

議事録署名人(8番・マエタ イチロウ)

議事録署名人(9番・アラ トシタカ)
